

〔参考資料〕

1. 「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進に向けた府省連携の今後の対応方向について」(都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム、2007年6月)(抜粋)

(1) 各省庁が連携して取り組んでいくべき政策としての11項目のテーマ

1. 子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動の一層の推進
2. 農家民宿のおかあさん百選(仮称)の実施
3. 農山漁村での空き家の活用の促進
4. 農山漁村での廃校活用の一層の推進
5. 商店街組織と農山漁村との連携による交流モデルの構築・普及
6. 地域の農林水産品等の地域資源を活用した中小企業の事業展開に対する支援
7. 農山漁村における医療関係情報の提供等の推進
8. 都市と農山漁村との共生・対流等に資する、ICT(情報通信技術)を活用した先進的モデルの構築(ユビキタス・コミュニティ構想)
9. 生物多様性等の観点から重要な里地里山地域の保全再生の推進
10. 農山漁村の地域資源を活用した国際グリーン・ツーリズムの着実な推進
11. 頑張る地方応援プログラム

(2) 子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動の一層の推進

＜連携府省名：総務省、文部科学省、農林水産省、環境省＞

《現状及び課題》

教育再生と同時に地域コミュニティの活性化を図る観点から、学校教育における農山漁村の宿泊体験活動を、全国の小中学校に展開していく。このためには、①多様な関係者の参加による推進体制の強化、②学校関係者側の意向を踏まえて必要な受入地情報の提供、③教育ニーズに対応した地域ぐるみの受入体制の整備が必要となっている。

《連携の具体化》

子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動は徐々に広がりを見せているが、全国的な拡大を図るため、関係省が連携して次の取組を行う。

① 情報の収集・整備・提供

農山漁村の受入地情報として、農林漁家民宿等の宿泊施設のほか、農林漁業体験、自然体験、祭りなどの伝統行事、ビオトープづくりといった子どもの育ちに有用な体験活動のプログラム、ノウハウを有する地域の人材など、学校関係者側が必要とする情報を関係省で収集・整備し、提供する。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)

② 推進体制の整備

学校関係者と受入農山漁村関係者との円滑な情報交換のほか、民間事業者も含め多様な関係者参加による取組の推進を図るため、行政、学校関係者、受入農山漁村関係者、民間企業、NPO法人等が広く参加する推進体制を整備する。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）

③ 農山漁村の受入地区の整備

農山漁村における宿泊体験活動を全国的に展開していくため、受入体制づくりのモデル構築を行うほか、受入地区の拡大に向けた地方自治体独自の取組への支援を行い、学校関係者のニーズに対応した地域ぐるみの受入体制の整備を推進する。（総務省、農林水産省）

2. 食料・農業・農村基本計画(2010年3月30日閣議決定)(抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(2) 都市と農村の交流等

③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身機能の回復・向上や健康の維持・増進等、農林水産業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に注目し、都市と農山漁村、関係府省が連携して、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策を推進する。その際、これらの機能の効果を調査・検証し、具体的な施策の実施につなげる。

また、子どもを農山漁村に宿泊・滞在させるとともに、農林水産業等の体験を行わせ、当該地域の人々との交流を深めるなどの取組も重要である。こうした取組については、農山漁村への経済効果のほか、子どもの生きる力を育むなど、教育的な効果を得られていることを踏まえ、関係府省で連携し、受入体制の整備等を促進する。

3. 教育振興基本計画(2008年7月1日閣議決定)(抜粋)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後年間、以下のような施策を中心に取り組む。

その際、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責任において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

改正教育基本法第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)の規定を踏まえ、「連・協力」を掛け声に終わらせず、それぞれの役割と責任を自覚した上で、だれもが参加できる具体的な仕組みを持つものとして社会に定着させることを目指す。このため、学校・家庭・地域の連携協のための様々な具体的仕組みを構築するとともに、社会全体の教育力向上に取り組む。

【施策】

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

関係府省が連携して、小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間(例えば1週程度)実施できるよう目指すとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の成を支援する。また、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めること等を目として、関係府省が連携して農林漁業者などが農作業等の体験の機会を提供する取組を推進する。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

新学習指導要領を踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体育成する。あわせて、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質養う。

【施策】

◇ 体験活動・読書活動等の推進

- ・ 生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、全の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進する。

4. 小学校学習指導要領(2008年3月28日文部科学省告示第27号) (抜粋)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

(中略)

- 2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うこと目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

第6章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

- 2 内容 全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(4) 遠足・集団宿泊的行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

5. 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金要綱(農林水産省事務次官通知、2010年4月)(抜粋)

1. 事業の趣旨

農山漁村は、食料等の生産の場のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の場として重要な役割を有していることにかんがみ、農山漁村という空間及びその役割を、地域住民の生産・生活の場としてはもとより、都市住民にも開かれた国民共通の財産としても、次世代に継承していく必要がある。

こうした中で、農山漁村での宿泊体験活動の実施は、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として高い効果があることから、このような長期の宿泊体験活動が全国の公立小学校で展開されるよう(中略)、農山漁村地域での受入体制の整備を図り(中略)、受入地域と小学校との間の連携活動の強化、多様なリーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの開発などを推進するものである。

2. 主な事業メニュー

1) 受入モデル地域体制整備事業

受入れの核となる受入モデル地域の整備を行うため、モデル地域を指定していない府県を中心に受入モデル地域の体制整備を支援。

2) 連携活動等強化事業

受入地域と小学校等における連携活動の強化を図るとともに、安全管理対策を強化するため、験活動等における安全管理対策の点検調査等を支援。

3) 地域リーダーの育成及び受入体制促進事業

地域の様々な事情を踏まえた多様な地域リーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの発、受入計画の作成等を支援。

4) 農業体験活動周年化モデル構築事業

農山漁村の長期宿泊体験と連携して、一年を通じた農業体験を行う周年化モデルの構築のほか中学、高校、大学等の長期宿泊体験活動、廃校等を活用した長期自然体験村における活動を支援。

3. 事業実施主体等

- | | |
|------------|--|
| 1) 事業実施主体 | 受入地域協議会、農業法人、NPO法人等の民間団体(公募) |
| 2) 補助率 | 定額 |
| 3) 事業実施期間 | 2009年度～2013年度 |
| 4) 国の予算額推移 | 2010年度は、行政刷新会議の結果、2008年度予算の約4割減、388百万円 |
| 5) 事業実績 | 子ども農山漁村交流プロジェクト受入モデルの選定地域は、2008～2009年の累計で78地域協議会が参画している。 |

6. 子ども農山漁村交流プロジェクトの予算措置の変遷と現在の仕組み

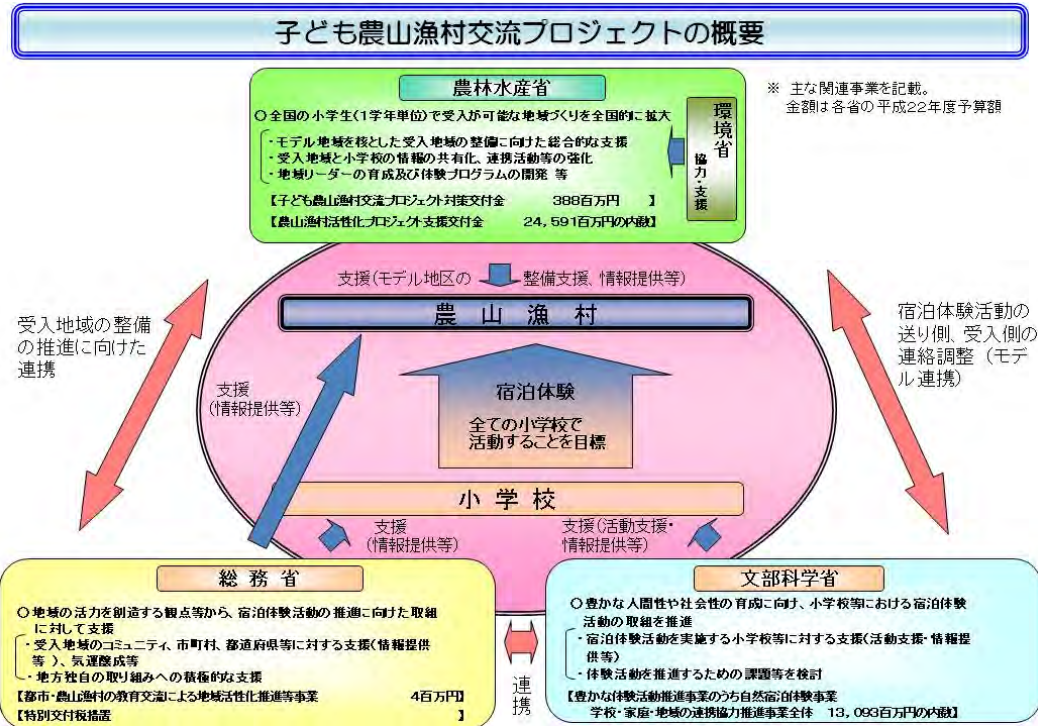
(1) 予算措置の変遷

附表1 子ども農山漁村交流プロジェクトに係る予算措置の推移

2008年度	2009年度	2010年度
広域連携共生・対流等対策	子ども農山漁村交流プロジェクト対策	子ども農山漁村交流プロジェクト対策
1,132百万円の内数	640百万円	388百万円

資料：農林水産省農村振興局資料。

(2) 現在(2010年度)の仕組み



附図1 子ども農山漁村交流プロジェクトの現在の仕組み

資料：農林水産省農村振興局資料。

7. 豊かな体験活動推進事業委託要項(文部科学省初等中等教育局長改訂、2008年4月1日)(抜粋)

1 趣 旨

子どもたちが豊かな人間性や社会性などを育むために、学校教育において様々な体験活動を充実させることが重要である。このため「豊かな体験活動推進事業」の委託事業を設け、体験活動を実施する地域及び学校においては、他校のモデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開に資する。

2 内容

① 児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～

都道府県または指定都市内の小学校、中学校及び特別支援学校（小・中学校部）の中から「児童生徒の輝く心育成推進校」を選定し、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、命の大切さを学ばせる体験活動を実施する。

② 高校生の社会奉仕活動推進校

都道府県または指定都市内の高等学校及び特別支援学校（高等部）の中から「高校生の社会奉仕活動推進校」を選定し、地域や学校、生徒の実態を踏まえ、社会奉仕に関わる体験活動を実施する。

③ 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校

都道府県または指定都市内の小学校、中学校及び特別支援学校（小・中学校部）の中から「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」を選定し、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、当該学校の活動を受け入れる地域との連携の下、自然体験や農林漁業体験等を行うなど、長期（1週間程度）にわたる宿泊を伴う、農山漁村において一定期間まとまった体験活動を実施する。

④ 学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト ～仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校～

都道府県または指定都市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の中から「仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校」を選定し、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、当該学校の活動を受け入れる宿泊施設等との連携の下、長期にわたる宿泊を伴う、一定期間まとまった共同生活等の体験活動を実施する。

3 委託先

都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人、学校法人（以下「都道府県の教育委員会等」という。）とする。

4 事業の実施

(1) 体験活動を実施する学校の選定

ア 本事業の委託を受ける都道府県教育委員会等は、以下に定める体験活動を実施する推進校を選定し、選定された推進校においては調査研究を適切に実施する。

①児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト～

②高校生の社会奉仕活動推進校

③農山漁村におけるふるさと生活体験推進校

④学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト
～仲間と学ぶ宿泊体験教室～

イ 上記の推進校においては、年間7日間以上又はそれに相当する時間数以上の体験活動を教育課程上に位置づけ実施する。なお、当該日数には原則として事前・事後の指導は含まないものとする。また、活動単位は原則として学校全体又は特定の学年、学科、コース等で実施するものであり、生徒会活動や係活動、部活動、有志による活動など一部の者のみが参加する活動は含まないものとする。

(2) 都道府県・指定都市教育委員会における取組

ア 都道府県・指定都市教育委員会においては、推進校に対して本事業の効果的な実施に必要な指導・助言を行うとともに、その取組が各都道府県・指定都市下の小・中・高等学校等における体験活動の充実の参考とされるように配慮するものとする。

イ 都道府県教育委員会においては、当該都道府県の域内の指定都市教育委員会及び国立大学法人、学校法人が本事業の委託を受ける場合にあっては、推進校の取組を効果的に活用する観点から、当該指定都市教育委員会及び国立大学法人、学校法人と十分連携・協力を図るものとする。

(3) 調査研究の実施

ア 調査研究の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、調査研究を実施するに当たっては、推進校の関係者、関係行政機関の職員、学識経験者等によって構成する「体験活動推進協議会」を設けるものとする。

イ 「体験活動推進協議会」においては、体験活動を実施する推進校への連絡調整を行うとともに、体験活動のためのプログラム作成やその普及などにより、体験活動の円滑な実施に資する活動を行うものとする。また、推進校における実践的研究を踏まえた調査研究を実施するものとする。

ウ 文部科学省は、必要に応じて、調査研究を委託された都道府県教育委員会等の関係者の参加を得て、連絡協議会を設置し、研究成果の交換及び研究協議を行うことができる。

8. 豊かな体験活動推進事業実施要領(文部科学省初等中等教育局児童生徒課、2008年4月1日一部改正)(抜粋)

1 趣旨

豊かな体験活動推進事業委託要項(平成18年4月3日初等中等局長決定)「4 事業の実施」(1)アの規定に基づく、豊かな体験活動推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 種類

体験活動を実施する推進校の種類は以下のとおりとする。

- ① 児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～
- ② 高校生の社会奉仕活動推進校
- ③ 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校
- ④ 学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト
～仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校～

3 活動例

委託要項2に定める内容を踏まえつつ、次の活動例を参考に、それぞれの推進校において決定する。

【活動例】

- ① ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動
- ② 自然に関わる体験活動
- ③ 勤労生産に関わる体験活動
- ④ 職場・職業・就業に関わる体験活動
- ⑤ 文化や芸術に関わる体験活動
- ⑥ 交流に関わる体験活動(異なる地域や異学年・異年齢の交流を含める)
- ⑦ その他の体験活動

4 取組に当たっての課題

次のような課題に重点をおいて取組を進める。

- ① 教育課程への適切な位置付け
- ② 学校段階・学年等に応じた体験活動の在り方
- ③ 各教科等の指導との関連
- ④ 適切な評価の在り方(児童生徒の体験活動の評価、体験活動の計画や実施の評価等)
- ⑤ 校内の推進体制(下記5(2)に掲げる学校支援委員会を含む)の在り方
- ⑥ 受入地域や宿泊先・関係機関・団体との効果的な連携の在り方
- ⑦ 学校外活動への発展・関連 等

5 協議会等の設置

(1) 体験活動推進協議会

豊かな体験活動推進事業に取り組む都道府県・指定都市においては、地域の実態等を踏まえ、教育委員会、推進校、関係行政機関、社会教育団体等関係団体、企業等の関係者、有識者等により構成される「豊かな体験活動推進地域協議会」を設置し、次のような事項について協議、情報交換等を行う。

ア 推進校の取組等を通じて実現したいねらいや重点

イ 推進校全体の連携や取組の進め方

ウ 児童生徒の学校段階・学年等に応じた体験活動の効果的なカリキュラムなど教育課程を通じた体験活動の在り方

エ 推進校における体験活動実施に当たっての課題の解決や全体の成果の取りまとめ

オ 体験活動受入地域、機関等の情報収集・情報提供

(2) 学校支援委員会

それぞれの推進校においては、地域の実態等を踏まえ、学校長を中心に、教職員、保護者、地域の自治会、関係機関や社会教育団体等の関係者、地域の企業等の関係者などで構成する「学校支援委員会」を設置する。

学校支援委員会においては、関係者の連携・協力の下、体験活動の場や機会の開拓、指導者の確保、体験活動の円滑な実施への協力等、体験活動の充実に資する取組を行う。

9. 豊かな体験活動推進事業実施要領(生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定、2010年3月31日)(抜粋)

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、豊かな体験活動推進事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、自然体験活動を3泊4日以上の日数で実施する小学校の取組を支援することで、3泊4日以上での活動を全国に普及させ、小学校における豊かな体験活動のより充実した展開を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は指定都市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) 自然宿泊体験事業 ～子ども農山漁村交流プロジェクト～

農林水産省が指定する受入モデル地域又はその他の受入地域（ただし、国内に限る。）において、原則として小学校が実施する3泊4日以上宿泊体験を通じた自然体験活動等の事業。

(2) 体験活動推進協議会

各都道府県・指定都市において、地域の実態等を踏まえ、体験活動を円滑に実施するために、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果についての議論、好事例の収集、学校への情報提供、取組の普及等を行う体験活動推進協議会を設置・運営する事業。

4 事業の実施

(1) 体験活動を実施する学校の選定

本事業の補助を受ける都道府県・指定都市教育委員会は、豊かな体験活動推進事業を実施する小学校（以下、活動実施校という。）を選定する。

(2) 活動計画の作成

活動実施校は、本事業の趣旨や事業の内容等を踏まえ、連続した3泊4日以上宿泊を伴う集団宿泊体験活動の期間において、次の①～⑥の体験活動を実施する活動計画を作成し、都道府県・指定都市教育委員会に提出する。

- ① 自然に関わる体験活動（必須）
- ② ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動
- ③ 勤労生産に関わる体験活動
- ④ 文化や芸術に関わる体験活動

- ⑤ 交流に関わる体験活動(異なる地域の人々や異学年・異年齢との交流、高齢者との世代間の交流)
- ⑥ その他の体験活動

(3)教育課程上の位置付け

体験活動の教育課程上の位置付けに当たっては、学習指導要領等を踏まえた上で、次の①～③が満たされていること。複数の学年で活動を実施する場合には、それぞれの学年で位置付けられていること。

なお、活動単位は原則として1又は複数の学年全体とし、生徒会活動や係活動、部活動、有志による活動など、学年の一部の者のみが参加する活動は含まないものとする。

- ① 活動計画には、(活動日数－2日(3泊4日なら2日))×5時間に相当する時間数が、体験活動のために位置付けられている。
- ② ①の活動計画に加えて、必ず事前・事後の指導が計画されている。
- ③ 全体の活動計画としては、少なくとも(活動日数＋2日(3泊4日なら6日))×5時間に相当する時間数が教育課程上に位置付けられている。

(4)農林漁家での民泊等

活動計画には、1泊以上の民泊(農林漁家へのホームステイ、もしくは民泊に近いきめ細やかな対応が可能な農林漁家民宿でのホームステイ形式の宿泊)を取り入れた計画であること。

(5)体験活動推進協議会の設置・運営

都道府県・指定都市教育委員会が設置・運営する体験活動推進協議会の構成員としては、活動実施校、都道府県・指定都市教育委員会、学識経験者のほか、地域の実情に応じて、農山漁村振興部局、市町村教育委員会、受入地域、社会教育団体等を含めることが考えられる。

体験活動推進協議会においては、体験活動の円滑な実施のため、次のような事項について協議、情報交換等を行う。

- ① 児童の発達段階に応じた効果的なカリキュラムなど教育課程を通じた体験活動の在り方
- ② 活動等を通じて実現したいねらいや重点
- ③ 都道府県・指定都市全体の連携や取組の進め方
- ④ 都道府県・指定都市内の学校で活用可能な体験活動プログラムの例示
- ⑤ 体験活動受入地域や団体等の情報収集・情報提供
- ⑥ 活動実施校の課題の解決や全体の成果の取りまとめ
- ⑦ 活動実施校等との連絡調整
- ⑧ 体験活動に資する研修等の実施、他で実施される研修等への関係者の派遣

なお、都道府県が設置する体験活動推進協議会に、域内の指定都市を含めて差し支えない。(その場合、都道府県・指定都市間で業務の分担等について、適切な調整を図ること。)

(6) 宿泊体験活動の計画・実施に当たっての留意事項

活動実施校における活動計画の作成及び活動の実施、並びに都道府県・指定都市教育委員会における活動計画等の承認に当たっては、別添の「宿泊体験活動の計画・実施に当たっての留意事項」を踏まえること。

5 活動実施校及び都道府県・指定都市教育委員会の役割

(1) 活動実施校への指導・助言

都道府県・指定都市教育委員会は、活動実施校に対してその活動が効果的に実施されるよう必要な指導・助言を行うとともに、当該活動が各都道府県・指定都市域内の学校における体験活動の充実の参考となるように配慮する。

(2) 文部科学省が実施する調査への協力

活動実施校及び都道府県・指定都市教育委員会は、文部科学省が実施する調査に対して、必要な協力をする。

(3) 関係部局等との連携

都道府県・指定都市教育委員会は、必要に応じて、社会教育担当部局、農山漁村振興担当部局、関係機関及び関係団体等との十分な連携を行う。

10. 豊かな体験活動推進事業の予算措置の変遷

附表2 「豊かな体験活動推進事業」の予算措置の変遷

2008年度	2009年度	2010年度
初等中等教育等振興費 豊かな体験活動推進事業 (国の委託事業)	初等中等教育等振興費 豊かな体験活動推進事業 (国の委託事業)	生涯学習振興費 学校・家庭・地域の連携 協力推進事業 (補助事業)
1,012百万円	1,079百万円	13,093百万円の内数

資料：文部科学省資料。